

日本、EU、米国におけるフタル酸エステル含有おもちゃ等禁止措置の相違比較表(現在)

参考資料1-1

	対象物品		対象材料	使用禁止物質	基準値
日本	乳幼児の接触により健康を損なうおそれがあるおもちゃ(指定おもちゃ)	乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ	ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂部分	DEHP DINP	DEHP 0.1%以下 DINP 0.1%以下
		上記以外の指定おもちゃ		DEHP	DEHP 0.1%以下
	油脂又は脂肪性食品を含有する食品に接触する器具又は容器包装			DEHP(ただし、溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合を除く)	DEHP 0.1%以下
指定おもちゃ: 1. 乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ 2. アクセサリーがん具、うつし絵、起きあがり、おめん、折り紙、がらがら、知育がん具、つみき、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具、風船、ブロックがん具、ボール、ままごと用具 3. 前号のおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ					
EU	おもちゃ及び育児用品であって、子どもの口に入るもの		可塑化された材料部分	DEHP、DBP、BBP、 DINP、DIDP、DNOP	DEHP+DBP+BBP 0.1%以下 DINP+DIDP+DNOP 0.1%以下
	上記以外の、おもちゃ及び育児用品			DEHP、DBP、BBP	DEHP+DBP+BBP 0.1%以下
<ul style="list-style-type: none"> おもちゃ:子ども(14才未満)が遊びに使うことを明確に意図した又はそのために設計されたいかなる製品 育児用品:子ども側において睡眠、娯楽、衛生、哺乳・哺乳又は吸綴を促進することを意図されたいかなる製品 					
米国	子ども用おもちゃであって、子どもの口に入るもの、又は育児用品		規定なし	DEHP、DBP、BBP、 (暫定)DINP、DIDP、 DNOP	DEHP、DBP、BBP がそれぞれ 0.1%以下 (暫定)DINP、DIDP、DNOP が それぞれ 0.1%以下
	上記以外の子ども用おもちゃ			DEHP、DBP、BBP	DEHP、DBP、BBP がそれぞれ 0.1%以下
<ul style="list-style-type: none"> 子ども用おもちゃ:遊ぶときに12才以下の子どもの使用向けに設計又は意図された消費者製品 育児用品:3才以下の子どもの睡眠や哺乳・哺乳を促進したり、吸綴や噛む行為を手助けする目的で設計又は意図された消費者製品 					

DEHP:フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) DBP:フタル酸ジブチル BBP:フタル酸ブチルベンジル
 DINP:フタル酸ジイソノニル DIDP:フタル酸ジイソデシル DNOP:フタル酸ジオクチル

日本、EUにおけるフタル酸エステル含有おもちゃ等禁止措置の相違比較表(発足当時)

	対象物品		対象材料	使用禁止物質	基準値
日本 2002年8月	乳幼児の接触により健康を損なうおそれがあるおもちゃ(指定おもちゃ)	乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ	ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂部分	DEHP、DINP	DEHP 0.1%以下 DINP 0.1%以下
		上記以外の指定おもちゃ		DEHP	DEHP 0.1%以下
	油脂又は脂肪性食品を含有する食品に接触する器具又は容器包装			DEHP(ただし、溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合を除く)	DEHP 0.1%以下
指定おもちゃ: 1. 紙、木、竹、ゴム、革、セルロイド、合成樹脂、金属又は陶製のもので、乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ 2. ほおずき 3. うつし絵、折り紙、つみき 4. 次に掲げるおもちゃであって、ゴム、合成樹脂又は金属製のもの: 起きあがり、おめん、がらがら、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具(ぜんまい式及び電動式のものを除く。)、風船、ブロックがん具、ボール、ままごと用具					
EU 1999年12月	おもちゃ及び育児用品であって、3歳未満の子どもが口に入れることを意図したもの		軟ポリ塩化ビニル製の部分	DINP、DEHP、DNOP、DIDP、BBP、DBP	DINP+DEHP+DNOP+DIDP+BBP+DBP 0.1%以下
	<ul style="list-style-type: none"> おもちゃ: 子どもが遊びに使うことを明確に意図した又はそのために設計されたいかなる製品 育児用品: 子ども側において睡眠、娯楽、哺乳・哺乳又は吸綴を促進することを意図したいかなる製品 				
EU 2005年12月	おもちゃ及び育児用品であって、子どもの口に入るもの		可塑化された材料部分	DEHP、DBP、BBP、DINP、DIDP、DNOP	DEHP+DBP+BBP 0.1%以下 DINP+DIDP+DNOP 0.1%以下
	上記以外のおもちゃ及び育児用品			DEHP、DBP、BBP	DEHP+DBP+BBP 0.1%以下
<ul style="list-style-type: none"> おもちゃ: 子ども(14才未満)が遊びに使うことを明確に意図した又はそのために設計されたいかなる製品 育児用品: 子ども側において睡眠、娯楽、衛生、哺乳・哺乳又は吸綴を促進することを意図したいかなる製品 					

DEHP:フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) DBP:フタル酸ジブチル BBP:フタル酸ブチルベンジル
 DINP:フタル酸ジイソノニル DIDP:フタル酸ジイソデシル DNOP:フタル酸ジオクチル

日本のフタル酸エステル含有おもちゃ等の取り扱いの変更案

	対象物品		対象材料	使用禁止物質	基準値
日本	乳幼児の接触により健康を損なうおそれがあるおもちゃ(指定おもちゃ)	乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ	可塑化された部分	DEHP、DBP、BBP、DINP、DIDP、DNOP	それぞれ 0.1%以下
		上記以外の指定おもちゃ		DEHP、DBP、BBP、 (暫定) DINP、DIDP、DNOP (ただし、乳幼児が口に入れられないものはDINP、DIDP、DNOPを除く)	
	専ら乳幼児が用いる飲食器			DEHP、DBP、BBP、DINP、DIDP、DNOP	それぞれ 0.1%以下
	油脂又は脂肪性食品を含有する食品に接触する器具又は容器包装		可塑化された合成樹脂部分	DEHP、DBP、BBP、 (ただし、溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合を除く)	それぞれ 0.1%以下
<p>指定おもちゃ:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ 2. アクセサリーがん具、うつし絵、起きあがり、おめん、折り紙、がらがら、知育がん具、つみき、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具、風船、ブロックがん具、ボール、ままごと用具 3. 前号のおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ 					

DEHP:フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) DBP:フタル酸ジブチル BBP:フタル酸ブチルベンジル
DINP:フタル酸ジイソニル DIDP:フタル酸ジイソデシル DNOP:フタル酸ジオクチル